平成２９年（フ）第３７８３号
大阪市浪速区元町２丁目５番16―803号
破産者　三松　　学
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７８４号
大阪市浪速区元町２丁目５番16―803号
破産者　三松美佐子
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８０４号
大阪市旭区高殿７―15―25　リブリ・サンスベリア203号室、開始決定時大阪市都島区高倉町２丁目５番15―502号
破産者　溝上　秀文
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８０５号
大阪市西淀川区大和田３丁目８番17―703号
破産者　坂本　行寿
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２６号
神戸市東灘区御影３丁目９番５号、従前の住所神戸市中央区熊内町４丁目６―19プレステージ新神戸熊内501
破産者　楊　　英憲
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２７号
神戸市東灘区御影３丁目９番５号
破産者　楊　　基燦
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６５４号
神戸市須磨区清水台１番地の８　グレーシィ須磨アルテピアⅠ番街1320号、従前の住所神戸市西区学園東町２丁目４番地　Ｄ―106号
破産者　和田　正統
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６８３号
神戸市須磨区川上町２丁目２番３号
破産者　岩谷　泳春
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５５号
兵庫県川西市清流台９番12号、住民票上の住所兵庫県川西市見野３丁目14番９号
破産者　美樹造園こと　三木　政和
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２８号
兵庫県川辺郡猪名川町白金１丁目１番地７（３―301）、前住所兵庫県川辺郡猪名川町紫合字西赤坂149番地の５
破産者　杉本　弘夫
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第１９７号
兵庫県川西市加茂３丁目６番10号
破産者　吉川　尚希
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２０６号
兵庫県篠山市住吉台33番地３
破産者　和田希代子こと　崔　希代子
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第１６５号
愛媛県松山市南吉田町1455番地１　フォブール南吉田106号
破産者　中川　涼子
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１６６号
愛媛県松山市竹原３丁目７番９号
破産者　大下　健一
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１８１号
愛媛県松山市南斎院町1257番地１　カーサフェリーチェ102号
破産者　西山　健太
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４８６号
北九州市八幡東区春の町３丁目10番17―1406号
破産者　影山　浩一
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第５５２号
北九州市八幡西区光明２丁目３番22号（光明サンハイツ201号）
破産者　鷹野千恵子
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３９７号
大分市高崎２丁目１番１号、開始決定時の住所大分市大字羽屋84番地の３（ラポール豊府北105）
破産者　安部　大観
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係